

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

2014（平成26）年4月に国の「健康日本21（第二次）」及び県の「健康やまがた安心プラン」の方向性を踏まえ、「第5次南陽市総合計画」をはじめ、市の関連する各種計画との整合性を図った「健康なんよう21計画（第2次）」を策定しました。

同計画では、個人の生活習慣の改善及び個人を取り巻く社会環境の改善を通して、生活習慣病の発症予防・重症化予防を図るとともに、生活の質の向上を図り、健康寿命※1の延伸・健康格差※2の縮小へ寄与することを目指してきました。

2024（令和6）年度からは、国の「健康日本21（第三次）」が開始され、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、「誰一人取り残さない健康づくり」と「より実効性をもつ取組の推進」に重点が置かれております。

「健康なんよう21計画（第2次）」の計画期間が本年度で終了することから、これまでの計画を評価分析し、国や県の計画を踏まえて「健康なんよう21計画（第3次）」を策定いたします。

※1 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

※2 健康格差：地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差のこと

2. 計画の位置づけと期間

本計画は、第6次南陽市総合計画をはじめ市の関連する各種計画と相互に補完しあい、市民一人一人の健康づくりと、それを支援するに相応しい環境づくりの実現を目指し、住民、行政、団体の行動指針となる計画です。

また、この計画は「健康増進法」第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」であり、国の「健康日本21（第三次）」及び県の「第2次健康やまがた安心プラン」に基づき、市民アンケートによる現状と課題や各種データ等を反映して策定したものです。

計画期間は、2025（令和7）年度から2036（令和18）年度の12年間となります。なお、計画期間の中間年度の2030（令和12）年度において、6年間の状況変化を踏まえ、社会情勢の変化や新たな健康づくりの施策に柔軟に対応するため、中間評価を行い、計画を改定します。

※図①参照

3. 計画の策定体制

本計画策定にあたっては、南陽市健康増進計画（第3次）「健康なんよう21計画（第3次）」策定委員会設置要綱に基づき、医療関係者、学識経験者、教育行政機関、その他関係団体の代表者からなる12名の策定委員と市の協働で進めました。

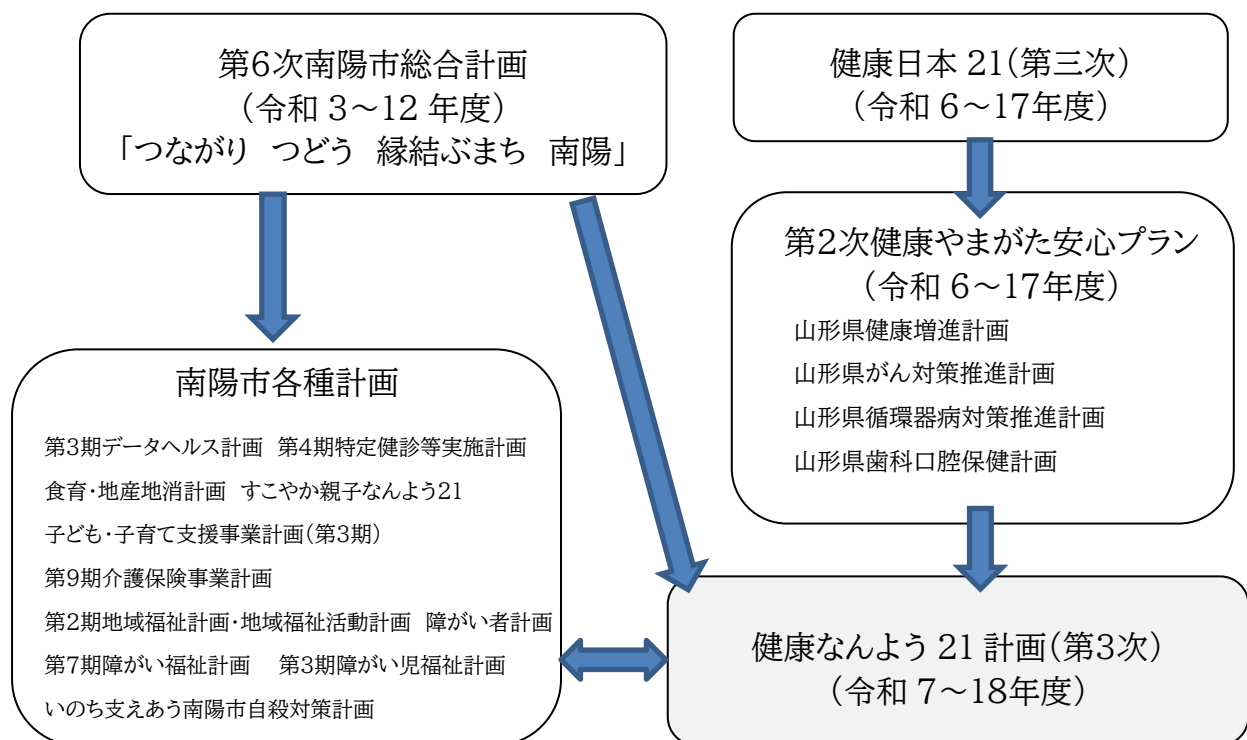
また、すこやか子育て課に事務局を置き、庁内での検討、調整等を行いました。

4. 計画の推進・評価体制

関係機関や関係各課との調整を図り、計画の実現を目指す施策を総合的に推進します。

また、中間評価や最終評価に合わせ各種実態調査を実施し、本計画の進捗状況や健康問題にかかわる各種データについて公表し、その後の健康づくり運動の推進に結び付けて参ります。

※図①



令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
国 健康日本 2 1 (第二次) 平成 2 5 ~令和 5 年度			国 健康日本 2 1 (第三次) 令和 6 ~ 1 7 年度 中間評価: 令和 1 1 年度						
県 健康やまがた安心プラン 平成 2 5 ~令和 5 年度			県 第 2 次健康やまがた安心プラン 令和 6 ~ 1 7 年度 中間評価: 令和 1 1 年度						
南陽市総合計画 (第 6 次) 令和 3 ~ 1 2 年度									
健康なんよう 2 1 (第 2 次) 平成 2 6 ~令和 5 年度 ※令和 6 年度まで延長				健康なんよう 2 1 (第 3 次) 令和 7 ~ 1 8 年度 中間評価: 令和 1 2 年度					
第 2 期データヘルス計画・第 3 期特定健診等実施計画 平成 3 0 年度 ~令和 5 年度			第 3 期データヘルス計画・第 4 期特定健診等実施計画 令和 6 ~ 1 1 年度						
食育・地産地消推進計画 令和 2 ~ 7 年度					食育・地産地消推進計画 令和 8 ~ 1 2 年度 (予定)				
すこやか親子なんよう 2 1 平成 2 9 ~令和 8 年度						すこやか親子なんよう 2 1 令和 9 ~ 1 8 年度 (予定)			